

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）実施方針（案）に関する質問への回答

No.	項	項目	質問内容	回答内容	回答日
31	実施方針（案）P.1 1章1節2項	対象施設	中央区・東区以外の区域を含む熊本市全域（約2,800km）の管路施設を対象とした「警報時水防等従事業務」及び「災害時対応業務」において、維持修繕企業が広範囲をカバーするにあたり、管路点検・詰まり対応などの要員配置や資機材を常備する基準は、どのように規定されていますか。	必要な体制は事業者提案とし、要求水準を満たすことを求めます。	7月21日
32	実施方針（案）P.1 1章1節2項	施設内訳の数量	計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務に西区の合流式管路施設が含まれておりますので、対象面積や管路、マンホール等の施設数量をご明示いただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおり西区の合流式管路施設は約15kmとなります。その他の施設については、公告時の要求水準書に追記いたします。	7月21日
33	実施方針（案）P.1 章1節4項	本委託の目的及び業務内容	施設と管路を一体で管理することは、合理性や効率性が上がり、サービス水準が向上し、お客様（エンドユーザー）の利益に繋がることになると考えられます。今後、下水処理場などの施設と管路の一体管理を想定した場合に、本業務で見込まれる業務があればご教示いただけないでしょうか。	現時点において、本業務は下水道管路施設を対象とした業務であり、下水処理場等を含めた施設・管路一体管理は想定しておりません。 一方で、本業務では、次期（令和19年度以降）の官民連携事業を見据えた最適化を要求水準としており、下水道施設全体を俯瞰した視点から、将来の改築需要や事業環境の変化を踏まえ、維持管理、修繕及び改築を一体的に捉えた最適な事業運営手法の検討を求めています。 このため、受託者には、令和9年度からの管路施設を対象とした業務遂行を通じて得られる知見やデータを活用し、将来の持続可能な事業運営に資する業務提供体制の構築や、次期官民連携事業に向けた最適化の提案を期待しています。	7月21日
34	実施方針（案）P.1 1章1節4項	目的達成の指標	本業務の目的に「業務の効率化とサービスレベルの向上」とありますが、この目的の達成を示す主要な指標をご教示いただけないでしょうか。	現時点における「業務の効率化」及び「サービスレベルの向上」の主要指標（案）については、要求水準書（案）10.3「性能指標のモニタリング」において、例として示しています。 また、本業務では、要求水準書に定める各業務の履行状況及び成果を総合的に評価することとしており、「業務の効率化」については、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した業務改善、業務の平準化・最適化、維持管理と改築の一体的なマネジメント等により達成されるものと考えています。 一方、「サービスレベルの向上」については、事故・苦情等への迅速な対応、予防保全型管理の推進、施設状態の把握精度の向上及び計画的な改築更新の実施等を通じて、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供が図られるものと考えています。 なお、本業務の成果については、性能指標の達成状況に加え、これらの取組による効果を含めて総合的に評価する予定としております。	7月21日

35	実施方針（案）P.1 1章1節4項	プロフィットシェアの割合	プロフィットシェアの割合は業務内容によって異なることが想定されますが、割合を設定するにあたりプロフィットシェアの考え方の基本方針やマニュアルなど提示いただけないでしょうか。	現時点において、プロフィットシェアの割合を設定するための統一的なマニュアルや画一的な算定基準は定めていません。 一方で、国土交通省「下水道分野における『水の官民連携』ガイドライン 第3.0版（令和8年4月）」では、プロフィットシェアを、水の官民連携（レベル3.5）の構成要件の一つとして位置付けており、民間事業者の創意工夫や技術力の発揮によって生み出された効果について、官民双方が適切にその成果を享受できる仕組みとされています。 本市としても、プロフィットシェアは単なるコスト削減を目的とするものではなく、業務の効率化とサービスレベルの向上を両立させるとともに、官民が対等なパートナーとして持続的に連携するためのインセンティブの仕組みであると考えています。これは、同ガイドラインにおいて示されている「適切な利益やリスク分担のもと、官民が連携して事業を実施することが重要」との考え方とも整合するものです。 そのため、プロフィットシェアの割合については、受託者の提案によって創出された効果の内容や効果額、官民それぞれのリスク負担、効果の持続性、サービスレベルへの影響等を総合的に勘案した上で、個別に協議し設定することを想定しています。	7月21日
36	実施方針（案）P.1 1章1節4項	プロフィットシェアの対象	劣化予測や健全度評価システムなどを活用して、計画的に維持管理を実施することで、ストマネ計画による更新年数を超過して施設の長寿命化が実現し、更新費用等を縮減できた場合は、プロフィットシェアの対象となります。	劣化予測や健全度評価システム等を活用した適切な維持管理により、施設の健全性を確保しながら長寿命化が図られ、その結果として更新時期の最適化やライフサイクルコストの縮減につながる場合は、本業務の目的に合致する取組であると考えています。 一方で、プロフィットシェアの対象となるかについては、単に更新時期が延伸された事実のみではなく、効果の発現要因、健全性及びサービスレベルへの影響、効果額の算定の妥当性、縮減効果の持続性等を総合的に評価した上で判断することを想定しています。	7月21日
37	実施方針（案）P.1 1章1節4項	次期官民連携事業	「次期官民連携事業」とは、コンセッション（レベル4）への移行も含むのでしょうか。含む場合、運営権者はSPCが前提となりますが、本委託の事業者形態（乙型JV）との連続性をどのように考えているのかご教示ください。	「次期官民連携事業」とは、将来の事業環境、制度動向、本業務の成果及び効果検証等を踏まえた官民連携事業全般を指すものであり、現時点において特定の事業方式を前提としているものではありません。 このため、コンセッション方式（レベル4）への移行可能性を一律に排除するものではありませんが、本業務においてレベル4への移行を前提としているものではなく、現時点で次期事業の事業方式、事業範囲及び事業者構成等は未定です。 また、本業務において求める「次期官民連携事業を見据えた最適化」は、特定の事業方式への移行準備を目的とするものではなく、下水道施設全体を俯瞰し、将来の改築需要や事業環境の変化を踏まえた持続可能な事業運営に資する知見や体制の構築を目的とするものです。 したがって、本委託における事業者形態（乙型JV）と将来の事業者構成との連続性について、現時点で特定の考え方を示す予定はありません。次期官民連携事業を実施する場合は、その時点の事業方式や事業条件に応じて、改めて適切な事業者選定手続きを行うことを想定しています。	7月21日

38	実施方針（案）P3 1章1節6項	実施方針（案）「6履行場所（2）警報・災害時対応」及び「（4）緊急対応」	（2）では、警報・災害時の対応範囲が中央区・東区に限らず熊本市全域（約2,800km）とされています。一方、（4）では「原則1時間以内に現場へ到達すること」と規定されていますが、この到達時間の基準は熊本市全域を対象としたものでしょうか。1拠点から熊本市全域へ原則1時間以内に到達することは現実的に困難と考えられるため、日常業務（中央区・東区）と警報・災害時対応（熊本市全域）とで、現場到達時間の考え方や運用が異なる場合は、その基準をご教示ください。	要求水準書における「原則1時間以内に現場へ到達すること」とは、警報時水防等従事業務及び災害時対応業務の対象区域である熊本市域全体を対象としたものとしております。 ただし、警報時や災害時においては、発生場所、道路交通状況、被害規模、気象条件等により現場到達に要する時間が変動することが想定されるため、本市としては一律に到達時間のみを評価するものではなく、受託者において適切な実施体制及び緊急対応体制を構築し、迅速な初動対応を行うことを求めています。 なお、警報時水防等従事業務及び災害時対応業務については、日常的な維持管理業務の対象区域（中央区・東区）とは対象範囲が異なることから、熊本市域全体を見据えた人員配置、協力体制及び緊急参集体制を構築することを想定しています。 詳細な運用については、事象の規模や緊急度に応じて本市と協議の上、柔軟に対応するものとします。	7月21日
39	実施方針（案）P3 1章1節6項(4)	市の施設活用	「本市が保有する施設の一部を活用できる。」とありますが、業務期間中、連続して利用することは、可能ですか。	要求水準書（案）1. 6. 8 業務の事務所等をご確認ください。	7月21日
40	実施方針（案）P3 1章1節6項(4)	保有する施設	上下水道局別館の一室を借用して常設したJV事務所を設置できれば、作業効率も上がり、上下水道局との情報共有も迅速かつ正確に行えます。別館内にJV事務所の設置は可能でしょうか。	上下水道局別館内へのJV事務所の設置については、現時点において予定しておらず、常設の専用事務所として使用することは想定していません。	7月21日
41	実施方針（案）P3 1章1節6項(4)	保有する施設	中部浄化センターの維持補修センターを利用することは可能でしょうか。	要求水準書（案）1.6.8「業務の事務所等」をご確認ください。なお、事業者提案により当該施設の利用を希望する場合であっても、施設の修繕その他の事情により、業務開始時から利用できない場合があります。	7月21日
42	実施方針（案）P3 1章1節6項(4)	保有する施設	熊本市が保有している未利用地を利活用させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書（案）1.6.8「業務の事務所等」をご確認ください。	7月21日
43	実施方針（案）P3 1章1節6項(4)	6履行場所（4）保有施設	（4）に「貴市が保有する施設」との記載がありますが、対象となる施設についてご教示ください。	要求水準書（案）1.6.8「業務の事務所等」をご確認ください。	7月21日
44	実施方針（案）P3 1章1節6項(4),(5)	6履行場所（4）（5）緊急対応	「熊本下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）」では、土日及び時間外における現場到達時間は「2時間以内」とされていましたが、本委託では「原則1時間以内」と規定されています。この到達時間の基準は、平日・土日・祝日及び時間外を含め、全ての時間帯において一律に適用されとの理解でよろしいでしょうか。なお、業務体制の構築や要員確保の観点から、土日・祝日及び時間外については前回委託と同様に「2時間以内」とする運用をご検討いただくことは可能でしょうか。	ご意見として承り、要求水準について再検討します。なお、最終的な要求水準は、今後公表する入札公告及び要求水準書においてお示ししますので、そちらをご確認ください。	7月21日
45	実施方針（案）P3 1章1節6項(5)	履行場所	緊急を要する場合は、要望受付から原則1時間以内に現場へ到着し、現場状況の確認及び迅速な対応が可能な体制等を整備すること。なお、夜間又は休日等の業務時間外においても同様とする。 24時間365日体制での管路の詰まりや破損などの緊急通報に対し、夜間・休日を含めて「1時間以内に現場到着」し、初期対応（道路陥没防止や溢水防止のための応急処置等）を確実に完了させるための、維持修繕企業が確保すべき最低限の班数や特殊車両（強力吸引車・高圧洗浄車等）の台数に関する指定はありますか。	必要な実施体制及び機材については事業者提案とし、班数や車両台数等の指定は行いません。ただし、要求水準を満たす体制を確保することを求めます。	7月21日
46	実施方針（案）P3 1章1節6項(5)	夜間待機	日常的維持管理業務や災害対応などにおいて、夜間待機費用を適切に計上いただけないでしょうか。雇用の確保の点、また10年間に渡る労働条件になることから記載しております。	日常業務における夜間待機のみは、事務所への常駐も指定していないことから、費用としては、想定しておりません。なお、夜間の待機体制及びこれに伴う費用の考え方については、事業者の創意工夫や実施体制により異なることが想定されるため、必要な費用は、入札公告時に示す内訳書及び入札書等において事業者にて適切に見込んだうえで入札に参加してください。 なお、災害対応業務については発生対応型の業務であることから、当初数量には見込んでおりません。	7月21日

47	実施方針（案）P3 1章1節7項(1)	施工計画書	施工計画書は、工事を施工する会社が作成しそれを工事監理者が確認することで完成すると考えております。この点から統括管理業務に記載されている「施工計画書作成業務」は、この流れで物事が進行していることを確認する業務（要求水準書p29の統括的管理方法）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、施工計画書は原則として工事を施工する事業者が作成し、所定の確認手続きを経て完成するものと考えています。 一方、統括管理業務における「施工計画書作成業務」は、統括管理企業が自ら施工計画書を作成することを必ずしも求めるものではなく、要求水準書に示す統括的管理の観点から、施工計画書が適切に作成、確認及び管理される体制を構築するとともに、その進捗管理や内容確認を行うことを想定しています。 したがって、工事を施工する事業者による施工計画書の作成及び関係者による確認が適切に実施されていることを統括的に管理する業務として理解してください。	7月21日
48	実施方針（案）P3 1章1節7項(1)	各種計画案策定の業務内容	統括管理業務の中に、計画的業務における各種計画案作成とありますが、想定されている計画書は具体的にどのような事項の計画なのかご教示ください。また統括管理の役割としては、施工者、設計・監理者を經由し作成された各種計画書されたものを把握し、提出する役割と理解して宜しいでしょうか。最後に、具体的に積算の対象とするべき事項をご教示いただけないでしょうか。	各種計画案作成業務の対象については、要求水準書（案）7.5.1「更新計画案作成業務」に記載のとおりですので、ご確認ください。 また、統括管理業務における役割は、施工者や設計業務等の実施事業者が作成した計画案を単に把握、提出することに限定されるものではありません。要求水準書に定める統括管理の観点から、各種計画案が適切に作成されるための進捗管理、関係者間の調整、内容確認及び取りまとめを行うことを想定しています。 なお、積算に当たっては、要求水準書に定める統括管理業務の遂行に必要な各種調整、進捗管理、計画案の確認・取りまとめ、関係者との協議その他要求水準を満足するために必要な業務を見込んでください。 加えて、公告時には、入札参加者の適切な検討に資するため、単価一覧、数量及び設計書（金額を除く。）を公表する予定としております。	7月21日
49	実施方針（案）P3 1章1節7項(1)	総合的管理業務の業務内容	統括的管理業務に、総合的管理業務がありますが、具体的な内容（項目）をご教授いただけないでしょうか。	要求水準書第4章「統括的管理業務の要求水準」をご確認ください。	7月21日
50	実施方針（案）P3 1章1節7項(4)	設計業務の内容	計画的更新工事業務に、設計業務があります。工事の施工監理業務は、本業務に含まれますか。また、本業務の発注形態から考えると、工事は請負工事契約になると考えられます。この場合は、発注者の付託を受けて、設計者の立場から、設計図書どおりに実施されているかを確認することが必要になると考えられます。工事の監理は、設計適合性や品質の確認する専門性が高く、重要な事項となります。本業務に施工監理が含まれる場合は、その費用を適正に計上していただけますでしょうか。	計画的更新工事業務における設計業務の内容については、計画的調査設計業務にて実施することとしており、要求水準書（案）第7章計画的調査設計業務の要求水準に示すとおりです。 また、計画的更新工事業務においては、適切な履行を確保するため、要求水準書に定める範囲において工事の確認及び管理に関する業務を行うことを想定しています。ただし、具体的な業務内容については要求水準書に示す範囲によるものとし、通常の個別発注同様に本市による施工管理も実施することを想定しています。 なお、工事監理については、通常の個別発注（仕様発注）と同等のものと考えており、その費用は間接工事費に含まれるものと考えております。 積算に当たっては、要求水準書に定める業務範囲を踏まえ、工事の確認、調整、進捗管理その他要求水準を満足するために必要な費用を適切に見込んで入札に参加してください。 入札参加者の適切な検討に資するため、入札公告時には単価一覧、数量及び設計書（金額を除く。）を公表する予定です。	7月21日
51	実施方針（案）P4 1章1節7項(2)	日常的維持管理業務の業務内容	大型の伏越し箇所の清掃作業は、合意単価では企業側の負担が大きく、採算が合わないため、積み上げ計上できるような仕組みをご検討いただけないでしょうか。	要求水準書（案）3、7「総価契約単価合意方式」をご確認ください。	7月21日
52	実施方針（案）P4 1章1節7項(2)	業務内容	日常的維持修繕業務の圧送管維持補修業務は、どのような業務を想定されていますか。また、要望等対応（単価契約レベル）業務の要望とはどのような内容でしょうか。	圧送管修繕業務は、要求水準書（案）5、7「圧送管維持補修業務」をご確認ください。 要望等対応（単価契約レベル）業務は、要求水準書（案）5、9「要望等対応（単価契約レベル）業務」をご確認ください。	7月21日
53	実施方針（案）P4 1章1節7項(3)	日常的調査設計業務	計画的維持管理業務の大口径管渠の清掃が入っておりません。大口径や中口径では、土砂が多量にある場合には、1日あたり、2スパン～3スパンの場合もあるため、その場合は、合意単価では企業側の負担が大きく、採算が合わないため、積み上げ計上できるような仕組みをご検討いただけないでしょうか。	要求水準書（案）3、7「総価契約単価合意方式」をご確認ください。	7月21日

54	実施方針（案）P4 1章1節7項	1件当たりの費用	改修業務等における1件当たりの費用を400万円以下に設定した基準や考え方等をご教授していただけないでしょうか。	熊本市契約事務取扱規則第14条の2（規則で定める随意契約の限度額）（1）工事又は製造の請負 400万円の規定を準用しています。	7月21日
55	実施方針（案）P4 1章1節7項	業務内容	管路の突発的な破損や圧送管の漏水等に対し、二次被害防止のために事業者の判断により、即時修繕を実施したものの、事後提出した見積書（官積算基準等に基づくもの）について、貴市との協議が調わず「事後的な承諾」が得られなかった場合、すでに管路修繕に投入された費用（材料費、外注費、労務費等）の精算はどのように取り扱われますか。	緊急時における二次被害の防止や公衆災害の防止のため、受託者による迅速な初動対応は重要であると考えています。 一方で、費用の精算については、要求水準書、契約条件及び当該対応の必要性、緊急性、実施内容等を踏まえて判断することとなります。 このため、事業者の判断により実施された修繕であっても、その内容が本業務の対象範囲に該当し、かつ緊急対応として妥当であると認められる場合には、その内容を確認の上、契約に基づき適切に取り扱うことを想定しています。 なお、事後的な承諾が得られなかった場合の費用負担については、一律の取扱いを定めるものではなく、個別の事案ごとに対応内容や協議経過等を踏まえて判断します。 受託者においては、緊急対応を実施する場合であっても、可能な限り速やかに本市へ連絡し、実施内容、必要性及び費用等について情報共有を行うことを求めます。	7月21日
56	実施方針（案）P4 1章1節7項(5)	更生工事	更生工事は、ストック計画に沿って実施するのか、性能規定などに基づき、事業者側が判断し実施するのか、考え方をご教授していただけないでしょうか。	更生工事については、ストックマネジメント計画を基本としつつ、本業務において実施する調査、点検、診断等の結果を踏まえ、受託者の技術的知見を活用しながら最適な改築手法を検討することを想定しています。 このため、更生工事の実施は、ストックマネジメント計画に基づく改築需要を基本としながらも、要求水準書に定める各種調査結果や施設の健全度評価、劣化状況等を踏まえ、維持管理と改築を一体的に捉えた最適化を図るものとします。 なお、更生工事の実施に当たっては、受託者の判断のみで工法や実施箇所を決定するものではなく、更新計画案の作成及び本市との協議等を経て決定することを想定しています。 詳細については、要求水準書（案）7.5.1「更新計画案作成業務」及び関連する計画的更新工事業務の要求事項をご確認ください。	7月21日
57	実施方針（案）P5 1章1節8項	性能発注の性能規定	本委託は、性能発注により発注されますが、その場合の性能規定（技術的な基準等）をご明示いただけないでしょうか。	本業務は性能発注を基本としており、本市が求める業務成果やサービス水準については、要求水準書において示しています。受託者は、要求水準書に定める性能及びサービス水準を満足することを前提として、具体的な実施方法、実施体制、使用する技術、工法等を提案するものとします。 なお、本業務における性能規定は、要求水準書に記載する性能指標、各業務の要求事項及び関連法令・基準等によるものとし、特定の工法や技術の採用を指定するものではありません。 また、業務の実施に当たっては、下水道法その他の関係法令、各種技術基準、国が定める指針及び本市が示す要求水準等を遵守し、要求される性能及び品質を確保することを求めます。 詳細については、要求水準書（案）に示す各業務の要求事項及び性能指標をご確認ください。	7月21日

58	実施方針（案）P5 1章1節8項	委託方式	「本委託は、原則として性能発注とする。」とありますが、特に東区について、管路施設の状態把握が進んでいない段階でも、性能発注を適用する方針でしょうか。また、最状態把握が進んでいない地区は、最初の段階においては、仕様発注として、段階的に性能発注という考え方を適用することは可能かをご検討いただけないでしょうか。	本業務は、水の官民連携レベル3.5の考え方にに基づき、原則として性能発注を採用する方針です。レベル3.5においては、地方公共団体が求めるサービス水準や成果を明確に示し、その達成方法については民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を期待することを基本としています。 一方、計画的更新工事業務については、本市のストックマネジメント計画を基本としつつ、本業務で実施する調査、点検、診断等の結果を踏まえ、維持管理、修繕及び改築を一体的に捉えた最適化を図ることを想定しています。このため、更新工事の対象や優先順位はストックマネジメント計画を基本としながらも、事業期間中に得られる施設情報や受託者の技術的知見を活用し、必要に応じて見直しや改善を行うことを想定しています。 なお、現時点において特定の区域を仕様発注とし、その後段階的に性能発注へ移行する方針は定めていません。性能発注の適用方法や要求する業務内容については、要求水準書（案）をご確認ください。	7月21日
59	実施方針（案）P5 1章1節10項	業務実施体制	日常的維持修繕業務における住民対応（一次対応）のため、日中及び休日・夜間等の待機体制を確保する必要があると考えます。総価契約単価合意方式において、待機費用を単価合意の対象とするなど、実績に応じて請求できるような仕組みをご検討いただけないでしょうか。待機費が別途請求の対象とならない場合は、待機体制に要する費用をどのような考え方で、積算することを想定されているのか、ご教示いただけないでしょうか。	日常的維持修繕業務における住民対応（一次対応）については、要求水準書に定める対応時間及び対応内容を満足するために必要な実施体制を事業者において構築するものとしています。 このため、日中、休日及び夜間における待機体制についても、要求水準を満足するための業務実施体制の一部として事業者において計画及び提案し、入札時に事業者が提出する総価及び合意単価書においては、設定する単価及び経費に必要な費用を適切に見込んでください。 なお、本市においては、待機体制そのものを出来高数量として管理することや、待機費用を単独で単価合意の対象とすることは想定していません。 また、本業務の総価契約単価合意方式においては、要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる人員配置、連絡体制、参集体制その他の費用を含めて事業者が適切に積算し、入札価格に反映してください。	7月21日
60	実施方針（案） 1章1節10項	業務実施体制	SPCの設立が認められる場合、SPCが統括企業機能を担い、各構成企業又は協力企業がSPCから業務を受託又は分担する体制を提案することは可能でしょうか。 また、この場合、統括管理責任者、各業務責任者、資格者及び実績要件は、SPC単体ではなく、SPCに出資又は参画する構成企業の資格・実績・配置予定技術者により満たす整理でよろしいでしょうか。	応募者の構成及び参加資格要件については、実施方針（案）に示すとおりですので、応募者の構成や役割分担については、当該内容をご確認ください。 なお、SPCを設立し、当該SPCが統括企業としての機能を担い、構成企業又は協力企業に業務を分担させるスキームについては、現時点では想定していません。 また、統括管理責任者、各業務技術者、資格者及び実績要件については、実施方針（案）及び今後公表する入札説明書等に定める要件に基づき確認することを想定しており、SPCの設立を前提とした特例的な取扱いはありません。 ※以下、SPC設立に関する質問については本回答を参照ください。	7月21日
61	実施方針（案）P5 1章1節10項	業務実施体制	必要な施工体制を構築するため、中央区・東区において、これまでの住民対応等の実績をご明示いただけないでしょうか。	住民対応等の個別実績について公表する予定はありません。 なお、本業務の提案に必要な業務量については、過年度実績等を踏まえて算出した想定数量を、入札公告時に要求水準書及び単価表等に示す予定ですので、そちらを参考に検討してください。	7月21日
62	実施方針（案）P6 1章2節2項(4)	総価契約単価合意方式	「未契約の工種について、新たに契約単価を取り決める必要が生じた場合については、前2（2）及び（3）と同様の方法で契約単価を決定し、単価合意書を作成する。」を（4）として追加していただけないでしょうか。	要求水準書（案）3.7「総価契約単価合意方式」をご確認ください。 なお、未契約の工種について新たに契約単価を定める必要が生じた場合の取扱いについても、同項に基づき適切に対応することを想定しているため、現時点においてご提案の内容を追加で規定することは予定していません。	7月21日
63	実施方針（案）P7 1章2節2項(5)	総価契約単価合意方式	（5）において「既に合意した単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者は、合意単価の変更に関する協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができる」とありますが、スライド協議実施の条件（期日、著しい定義ほか）をご明記いただけないでしょうか。	入札公告時の基本契約書における「著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項」において規定する予定です。 なお、スライド条項の運用に関しては、本市の運用マニュアルのほか、国土交通省ホームページに掲載されている「スライド条項に関するF A Q」等もご参照ください。（国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html）	7月21日

64	実施方針（案）P7 1章2節2項(7)	協議が整わない場合の措置	協議が整わない場合の措置として、判断を第三者機関に委ねるなど一方通行の通知にならないよう配慮を検討いただけないでしょうか。 また、第三者機関設置のハードルが高い場合には、契約書条文に以下のような尚書きを追記していただくことをご検討いただけないでしょうか。 「なお、本市は協議期間が経過したことを理由に一方的に協議を打ち切ることはせず、柔軟に運用するものとする」	ご質問については、今後の契約条件等を検討する上での参考意見として承ります。 なお、協議が必要となる事項については、双方が誠実に協議を行い、合意形成に努めることを基本としています。 また、本業務では別途第三者モニタリングの実施を予定しており、当該受託者において、中立的かつ公平な立場から業務の履行状況等を確認することを想定しています。そのため、協議事項に関して当事者間で見解の相違が生じた場合には、必要に応じて第三者モニタリング受託者の確認結果や意見を参考とすることを想定しています。 なお、協議不調時の取扱い及び契約に関する紛争解決手続については、契約書等において整理することを予定しており、最終的な契約条件については入札公告時に示す契約書（案）をご確認ください。	7月21日
65	実施方針（案）P7 1章2節3項	技術者単価	統括管理業務等の技術者単価や労務単価は、インフレ率を考慮して各年度にご精算いただけますでしょうか。	長期契約における賃金水準や物価水準の変動については、要求水準書（案）及び契約書（案）に定める契約金額の見直しに関する条件に基づき適切に取り扱う予定です。 統括的管理業務については、本業務を構成する各業務の実施に必要な横断的かつ総括的マネジメント業務として位置付けており、契約上は個別に出来高管理を行う業務ではなく、対象となる各業務に内包されるものと考えています。 そのため、支払時期については、業務区分に応じて四半期ごとの支払い又は年度ごとの支払いを予定しております。	7月21日
66	実施方針（案）P7 1章2節3項(1)	統括的管理業務	統括的管理業務の対価について、「本件個別契約に対して概ね均等となることを基本としつつ、当該提案内容を踏まえ適切に配分する」とあります。ここでの「概ね均等」とは、 ①各個別契約に対する配分率を均等とする趣旨でしょうか。 ②各個別契約への配分額を均等とする趣旨でしょうか。 また、事業開始初期において統括マネジメント業務のデータ整備や管理手法構築等が集中する場合、技術提案を踏まえた傾斜配分（前年度・初年度重視の配分）は可能かご教示ください。	統括的管理業務の対価については、各個別契約において直接人件費ベースで配分額を均等とすることを想定しています。 また、事業開始初期においてデータ整備や管理手法の構築等により統括的管理業務の負担が増加することを踏まえ、技術提案に基づき対価を傾斜配分することについては、具体的な提案を基に協議を実施することも可能と考えております。 なお、傾斜配分を提案する場合は、その必要性、配分方法及び設定根拠について、入札公告時に示す技術提案書及び内訳書等において明確にした上で入札に参加してください。	7月21日
67	実施方針（案）P8 1章2節4項	契約金額の見直し	契約金額の見直し可能な条件（期日、著しい定義ほか）をご明記いただけないでしょうか。	回答No.63を参照ください。	7月21日
68	実施方針（案）P8 1章2節4項(2)	契約金額の見直し	実施方針（案）P3では、要求水準書（案）別紙「業務の概算数量」について、「当初の想定であり、全ての数量の実施を保証するものではない」とされています。 一方で、日常的維持修繕業務・日常的設置改修業務及び計画的調査設計業務・計画的更新工事業務については、実施方針（案）P7「各年度における支払額は当該年度の予算額を上限とする」とされています。 要求水準書等に示す想定数量を超過して業務が発生した場合、当該超過分については、第1章第2節4(2)「業務における数量等の変更」に基づき契約金額見直しの対象となり、増額変更	（※質問書の記載が途中で終了していたため、読み取れる範囲において回答します。） 要求水準書（案）別紙「業務の概算数量」に示す数量は、現時点における想定数量であり、その実施を保証するものではありません。また、受託者にて実施数量・実施額を適宜管理し毎月本市に報告していただくことになります。 その中で、実施額が予算額を上回る見込みがある場合は、予算上限に達する前かつ補正予算による対応が可能な時期に、本市と協議を行っていただきます。 必要と認められる場合は補正予算も含めた当該年度の予算額を上限とすることで考えており、実施額が予算額を超過する事態が発生しないよう調整していくことを想定しています。	7月21日
69	実施方針（案）P8 1章2節4項(2)	契約金額の見直し	年度予算上限を超過する場合の精算方法及び翌年度への繰越しの考え方をご教示ください。	回答No.68を参照ください。	7月21日

70	実施方針（案）P9 1章2節6項(2)	次期委託業務	「事業者は、本市…が次期委託業務を継続的かつ円滑に実施できるよう」について、次期は包括的管理委託（水の官民連携レベル3.5）を前提でしょうか。貴市の想定する「次期」の方向性をご教示ください。	「次期委託業務」とは、本業務終了後に本市が実施する下水道管路施設の維持管理及び更新に関する業務全般を想定したものであり、特定の事業方式を前提とするものではありません。 当該記載は、本業務終了時において、本市又は次期事業者等が業務を継続的かつ円滑に実施できるよう、必要な情報、資料及び業務ノウハウ等の引継ぎを適切に実施することを求める趣旨です。	7月21日
71	実施方針（案）P9 1章2節7項	プロフィットシェア	プロフィットシェアについては、「本件契約締結後に、新たな提案により費用縮減を伴う業務手法の見直し又は要求水準の変更が見込まれる場合」を対象とするとされています。 一方、本事業は総合評価落札方式であり、応札時に技術提案書の提出が求められています。 応札時の技術提案書に記載した提案内容による効率化効果又は費用縮減効果は、プロフィットシェア対象外との理解でよろしいでしょうか。	応札時に提出された技術提案書に記載の提案内容については、総合評価落札方式における評価対象として位置付けているため、当該提案の実施による効率化効果や費用縮減効果は、原則としてプロフィットシェアの対象とはなりません。 技術提案評価項目における「プロフィットシェア」は、事業者がプロフィットシェアの趣旨を十分に理解し、履行期間中におけるプロフィットシェアの創出に向けた具体的な仕組み（実施体制や運用方針等）を提案しているかを評価するための項目です。 一方、実施方針（案）及び要求水準書（案）に規定するプロフィットシェアは、契約締結後において、事業者から業務手法の見直し、要求水準の変更その他の改善提案がなされ、その結果、要求水準を維持しながら費用縮減効果等が認められた場合に、その効果を本市と事業者で共有する仕組みです。 このため、技術提案評価におけるプロフィットシェアと、契約締結後に適用されるプロフィットシェアは、それぞれ目的及び位置付けが異なります。 なお、応札時の技術提案を基礎とする場合であっても、契約締結後に新たな高度化提案や改善提案がなされ、それにより追加的な費用縮減効果等が認められる場合には、当該追加提案に係る部分についてプロフィットシェアの対象となる可能性があります。	7月21日
72	実施方針（案）P9 1章2節7項	プロフィットシェア	応札時提案をベースに、契約締結後に追加的な高度化提案・改善提案を行った場合、その追加部分についてはプロフィットシェア対象となるのでしょうか。	回答No.71を参照ください。	7月21日
73	実施方針（案）P9 1章2節7項	プロフィットシェア	技術提案評価項目にある「プロフィットシェア」と、第1章第2節7に規定される契約後のプロフィットシェアの仕組みとの関係についてご教示ください。	回答No.71を参照ください。	7月21日
74	実施方針（案）P11 2章1節4項(4)	総合評価の評価値	価格点の割合が高いと、価格競争になり、本業務の目的にある業務の効率化及びサービスレベルの向上が、業務実施時において、その目的の達成に十分な予算が割けなくなるおそれがあります。また、維持管理は市内業者により実施する予定ですので、市内業者の経営悪化に繋がります。結果的に技術点を高くすると、より業務の目的を達成するための技術提案が多くなるため、最終的には、お客様（エンドユーザー）の利益につながるようになります。このようなことから、評価基準の見直しをご検討いただけないでしょうか（例：価格点10点、技術点100点）	本委託は、長期間にわたる安定的な事業履行が前提となることから、質の高い業務遂行能力（技術力）と、持続可能な財政運営（価格）の双方が不可欠です。 技術的要件によって一定の業務水準を担保した上で、同等のウェイトで価格競争を促すことは、長期間にわたる市の財政負担の最適化を図るために必要であると判断しております。したがって、技術と価格の双方を同等に重視するこの配分が、公共サービスの質の維持と効率性を両立させるために重要であると考えております。 なお、この配点比率は、外部有識者を含む総合評価審査会における専門的見地からの審議を経て決定したものであるため、本方針にて実施いたします。	7月21日
75	実施方針（案）P12 2章2節	事業者の募集及び選定手順	落札者グループがSPC設立を希望する場合、基本契約締結を「基本協定締結」と読みかえて問題ないでしょうか。また、基本協定締結者は構成企業（株主）各社の連名であり、そのなかにSPCは含まれない理解でよろしいでしょうか。	回答No.60を参照ください。	7月21日
76	実施方針（案）P12 2章2節	1者申込時のスケジュール	入札参加資格確認申請書締切（9月下旬）の時点で、申し込みが1者の場合、再公告はいつになりますか。	再公告を行う場合には、必要な見直しや所定の手続を経た上で、速やかに実施する予定ですが、現時点で具体的な時期は未定です。	7月21日

77	実施方針（案）P.13 2章	入札及び技術提案の内容	各業務（4業務）の年度別の予算計画をご提示いただけないでしょうか。	各業務に係る年度別の予算計画については、現時点では公表を予定していません。 なお、各年度の予算額については公表しておりませんが、上下水道局ホームページに掲載している「令和8年度（2026年度）熊本市下水道事業会計当初予算」において、本業務に係る債務負担行為限度額をご確認いただけます。 本業務は、当該債務負担行為限度額の範囲内で実施することとしており、基本的に各年度均等割りを想定しておりますが、技術提案等も踏まえ協議することとします。	7月21日
78	実施方針（案）P.13 2章	統括的管理業務の費用	統括管理業務は、他の4業務を横断的かつ総合的に管理し、業務目的を達成する上で重要な業務であると認識しております。この目的を達成するためには、総合的かつ専門的な知識に加え、業務全体を把握するための十分な時間と体制が必要となります。また、統括管理業務は、調査や工事数量とは異なり、業務の履行に掛かる人工が分かりづらい特徴があるます。 本業務において、受注後に実際の業務量が想定される設計数量を大幅に上回った場の清算や業務量の増減に応じた精算を行う仕組み、たとえば、調査数量や工事数量を減じて、統括管理業務費用を増や	（※質問書の記載が途中で終了していたため、読み取れる範囲において回答します。） 統括管理業務は、本業務全体を横断的かつ総合的にマネジメントする重要な業務であると認識しています。 一方で、本業務は包括的管理業務委託として実施するものであり、事業者においては、要求水準書等に基づき、業務全体を踏まえた適切な実施体制及び業務執行体制を提案していただくことを想定しています。 現時点において、統括管理業務の実施に要する業務量の増減に応じて精算を行う仕組みや、調査数量又は工事数量を減じて統括管理業務に係る費用を増額することを前提とした仕組みは想定していません。 なお、本業務の総価契約単価合意方式においては、要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる人員配置、連絡体制、参集体制その他の費用を含めて事業者が適切に積算し、入札価格に反映してください。	7月21日
79	実施方針（案） 2章4節3項(1)	技術提案書の評価	本委託では、履行期間中の業務効率化及びライフサイクルコスト縮減に資する提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入するとされています。 乙型共同企業体と異なり、SPCを設立した場合、SPCが主体となって、管路情報の統合管理、GIS活用、巡視・点検・調査データの一元化等、複数業務に渡った事業全体の最適化を考慮したDX投資を行いやすくなります。 乙型共同企業体が提示されていますが、SPCによるこのようなメリットを提案することは評価されると考えてよいのか、ご教示ください。	回答No.60を参照ください。	7月21日
80	実施方針（案）P.13 2章4節3項(2)	技術提案書の評価	本委託は、水の官民連携レベル3.5更新実施型として、次期官民連携事業を見据えた具体的かつ安定的な要求水準の確立を目指すものとされています。 技術提案において、将来的なレベル4、コンセッション又はより高度な官民連携への発展可能性を見据え、SPCによる一体的な経営管理、データ基盤構築、人材育成、地域企業との連携強化等を提案した場合、創意工夫又は独自提案として評価対象となるかご教示ください。	回答No.60を参照ください。	7月21日
81	実施方針（案）P.14 2章5節1項(1)	応募者の構成	現状は、共同企業体での応募に限定されています。応募者の任意により、特別目的会社（SPC）も選択できるように条件の幅を広げていただけないでしょうか。SPC設立は貴市にとって以下のメリットがあります。 ・契約関係の一元化 ・連絡窓口の一元化 ・責任の所在の一元化 ・モニタリングの容易化 ・事業の継続性及び安定性の確保（SPCは本事業の遂行のみを目的として設立する会社のため、途中撤退するリスクが低い）	回答No.60を参照ください。	7月21日

82	実施方針（案）P.15 2章5節1項(2)	応募者の構成	実施方針（案）では、応募者は乙型共同企業体（出資を伴わず、各構成員が担当業務について責任を負う方式）とされています。 一方、本委託は10年間にわたり、統括的管理、日常的維持修繕、日常的設置改修、計画的調査設計、計画的更新工事を包括的に実施する管理・更新一体マネジメント方式であり、事業全体の一元的な責任体制・継続的な人材配置・業務品質の維持向上が重要と考えます。 つきましては、SPC（特別目的会社）を設立し、SPCを基本契約及び各個別契約の契約主体又は契約当事者の一部とする提案を認めていただけますでしょうか	回答No.60を参照ください。	7月21日
83	実施方針（案）P.15 2章5節2項	参加資格要件	維持管理業者や工事業者が中央区及び東区付近に基地がない場合においては、緊急対応等が迅速かつ速やかに実施できず、サービスレベルが低下してしまうことも懸念されます。このため、参加資格には、車両基地、資材置き場などの活動拠点が近隣にあるべきだと考えられますので、参加資格に加えていただけないでしょうか。	本件はWTO政府調達協定の対象となる特定調達案件であることから、参加資格については所在地を条件として設定することはできません。 一方で、本業務においては、緊急対応等を迅速かつ適切に実施し、要求するサービスレベルを確保することが重要であると認識しています。 このため、本市としては、活動拠点の所在地を参加資格要件とはせず、要求水準書等で定める対応時間、実施体制その他の業務遂行能力により評価及び履行確認を行うことを想定しています。 なお、具体的な実施体制については、事業者の創意工夫による提案を求めるものであり、業務開始までに要求水準を満足する体制を確保していただくことを前提としています。	7月21日
84	実施方針（案）P.23 3章1節4項	契約保証金	SPCを契約主体又は契約当事者の一部とすることが認められる場合、各業務に係る支払先、前金払・中間前金払・部分払の請求主体、契約保証金又は履行保証保険の付保主体は、SPCとなる理解でよいかが教示ください。 又は、各業務を担当する構成企業ごとの個別契約・個別請求・個別保証を前提とするのでしょうか。	回答No.60を参照ください。	7月21日
85	実施方針（案）P.23 3章1節4項	契約保証金の支払い者	契約保証金は、JVで一括納付なのか、業務ごと、契約別に納付するものなのかをご教示いただけないでしょうか。	契約保証金は、個別契約ごとに納付いただくことを想定しています。詳細は入札公告時に示す入札説明書、基本契約書及び個別契約書（約款含む）をご確認ください。	7月21日
86	実施方針（案）P.23 3章1節4項	契約保証金	契約保証金の考え方について、次のようにご検討いただけないでしょうか。 【要望事項】 ・保証期間：一括ではなく単年度更新 ・保証額：計画的更新工事業務の金額の100分の10以上 【要望の理由】 ・保証期間については、本事業は10年間と長期であり、仮に一括での保証を求められた場合、応諾する保証会社、保険会社が見つからない懸念がございます。実際に先行事例において、10年一括での保証を受けることができず分割での保証で官民合意した例があります。 ・保証額については、履行保証は更新事業（建設事業）にあてはめられるのが	（※質問書の記載が途中で終了していたため、読み取れる範囲において回答します。） 本市においては、熊本市契約事務取扱規則の適用を想定しており、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付することが必要です。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるため、詳細は入札公告時の入札説明書等をご確認ください。	7月21日

87	実施方針（案）P23 3章2節	リスクの責任分担	性能発注における民側のリスクについては、「リスク分担表」により、適正なリスク分担を行うことになっておりますが、企業側に過度なリスク配分にならないような考え方が必要と考えられます。具体的には点検・調査が未実施で、健全度が不明な施設や3条予算が少なく、物理的に十分な調査ができない施設に対しては、陥没事故や機能障害などが生じた場合、企業側では、そのリスクを追うことは難しいと考えられますので、こうしたリスク課題に対して、ご教授いただけないでしょうか。	本業務におけるリスク分担については、要求水準書（案）及びリスク分担表に基づき、本市と事業者がそれぞれのリスクを適切に分担することを基本的な考え方としています。 ご指摘のとおり、過去に点検・調査が実施されていない施設や、施設状態に関する情報が十分でない施設については、事業者のみがそのリスクを負担することを想定しているものではありません。 また、予算上の制約等により十分な調査が実施されていない施設についても、事業者において通常求められる善管注意義務を尽くしていたにもかかわらず、事前に予見することが困難であった事象については、その発生原因や状況等を踏まえ、本市と事業者との間で個別に協議するものと考えています。 なお、陥没事故や機能障害等が発生した場合の責任については、一律に判断するものではなく、発生原因、施設の状態、点検・調査の実施状況、要求水準の達成状況その他の事実関係を踏まえ、リスク分担表及び契約条件に基づき判断することを想定しています。	7月21日
88	実施方針（案）P24 4章2節	実施状況のモニタリング	貴市による月1回の管理者モニタリングと、中立的な立場の第三者による第三者モニタリングは、どのような使い分けがあるのでしょうか。実施頻度や見るべきポイントが異なるのでしょうか。	管理者モニタリング及び第三者モニタリングは、それぞれ異なる役割を担うことを想定しています。 管理者モニタリングは、本市が委託者として実施するものであり、要求水準の達成状況、業務の履行状況、業務計画の進捗状況等について定期的に確認し、必要に応じて改善指示等を行うことを目的としています。 一方、第三者モニタリングは、中立的かつ専門的な立場から、本業務の実施状況や管理者モニタリングの妥当性等について客観的な評価及び助言を行うことを目的としています。 このため、それぞれの役割に応じた視点でモニタリングを実施することを想定しています。	7月21日
89	実施方針（案） 5章3節	1者入札の場合の取扱い	1者入札の場合、以下の理解で相違ないでしょうか。 ●1者のみの応募（エントリー）の場合、再公告 ●再公告しても1者エントリーの場合、入札を執行 ●その1者の入札価格は妥当性（上限額におさまっている）があり、かつ提案書内容も妥当性（要求水準を充足する提案内容）がある場合、落札者として決定する	入札参加者が1者のみの場合、再公告となります。なお、再公告後の規定については、再公告時の入札公告資料をご確認ください。	7月21日
90	要求水準書案P1 1章1節2項	業務概要	「重大な施設の機能障害又は事故」とあるが、①重大な施設とはどのような施設か、②想定される機能障害又は事故とはどのようなものを想定されているかご教示ください。	「重大な施設の機能障害又は事故」とは、本市の下水道サービスの継続や公衆衛生、市民生活、社会経済活動等に重大な影響を及ぼすおそれのある施設の機能障害又は事故を想定しています。 ①「重大な施設」とは、下水道機能の維持において重要な役割を担う施設のほか、その機能停止等により広範囲に影響が及ぶおそれのある施設を想定しています。 ②「機能障害又は事故」とは、例えば、道路陥没、下水道の閉塞又は破損による排水機能の著しい低下、溢水、施設の損傷、その他社会的影響の大きい事象を想定しています。 なお、「重大な施設の機能障害又は事故」に該当するかについては、対象施設の重要性、影響範囲、被害状況、社会的影響等を総合的に勘案し、個別に判断します。	7月21日

91	要求水準書案P1 1章1節2項	業務概要	「重大な施設の機能障害又は事故が発生した場合は、中央区内又は東区に限らず」とあるが、当企業体が保有する資機材及び体制で対応が可能な事象を対象として考えてよいでしょうか。	「重大な施設の機能障害又は事故が発生した場合は、中央区内又は東区に限らず」とは、対象区域外において当該事象が発生した場合であっても、本市が必要と判断した際には対応を求める場合があることを示したものです。 一方で、事業者には無制限の対応を求めるものではなく、本業務において要求水準書等に基づき確保された人員、資機材及び実施体制により対応することを基本としています。 なお、具体的な対応内容については、発生した事象の規模、緊急性、被害状況及び事業者の対応能力等を踏まえ、本市と協議の上で決定することを想定しています。	7月21日
92	要求水準書案P2 1章3節	業務範囲	計画的更新工事請負契約の契約期間について伺います。同契約は、履行機関の10年間を通じた単一の複数年契約として締結されとの理解でよろしいでしょうか。また、各年度の実施数量及び請負代金は、毎年度の業務実施方針の協議を経て確定するとの理解でよろしいでしょうか。年度協定方式（毎年度、次氏数量・対価を合意し最新単価を反映して契約変更）を想定されている場合は、その旨ご教示ください。	計画的更新工事請負契約については、本委託の契約期間を踏まえた1契約とする予定です。 各年度の実施数量及び請負代金は、全体数量と請負代金を平準化したものを基本としますが、各年度の調査結果等も踏まえながら必要に応じて協議調整することも想定しています。 なお、対価については、当初契約時の合意単価と各年度の実施数量により精算することとし、合意単価の変更はインフレスライド等の基準に合致する場合が対象となります。	7月21日
93	要求水準書案P7 1章6節6項	工程管理及び会議体の設置	事業者は会議体を設置し、毎月、月次報告により、進捗状況の報告を行うことになっていますが、会議体は統括管理責任者が主体となり構成し、必要に応じて、貴市の理解を援助する者が参加する体制でよろしいでしょうか。	会議体については、統括管理責任者が中心となって運営し、本業務の進捗状況、課題及び対応方針等について、本市へ月次報告を行うことを想定しています。 なお、会議体の構成については、議題や協議内容に応じて必要な関係者が参加することを想定しており、本市においても必要な職員等が参加することとします。 また、本市の理解を補助するために事業者が必要と判断する者を参加させることは差し支えありませんが、具体的な会議体の構成及び運営方法については、本市と協議の上で決定するものとします。	7月21日
94	要求水準書案P8 1章6節8項(2)カ	業務の事務所等	中部浄化センターの一部の事務所有償貸与について、賃貸料をご教示ください。施設外に事務所を構える場合と比較・検討し、入札金額を積み上げる必要があります。	中部浄化センター内の事務所の有償貸与については選択の1つとして想定していますが、範囲・期間等により変動するため、現時点において賃貸料をお示しすることはできません。 なお、本業務の実施に当たっては、中部浄化センター内の事務所を利用することを必須とするものではなく、事業者の提案により業務遂行に必要な執務環境を確保していただくことを想定しています。 このため、事務所の設置場所を含む実施体制については、事業者において検討の上、提案してください。	7月21日
95	要求水準書案P8 1章6節8項(2)カ	業務の事務所等	事業者が中部浄化センターの一部を事務所として借りた場合であっても、委託者都合により退去を求められる可能性があるかと読み取りました。退去や新しい事務所を探す上でかかる費用は、貴市にご負担いただけるのでしょうか。	中部浄化センター内の事務所の貸与については、本業務の実施に当たり事業者の利便性向上を目的として提供を可能としているものですが、施設管理上の必要性その他やむを得ない事情により、退去を求める場合があります。 この場合において、移転費用、代替事務所の確保に要する費用その他これらに伴い発生する費用について、事業者負担となります。 提案に当たっては、このようなリスクも踏まえてご検討ください。	7月21日
96	要求水準書案P10 1章7節3項(3)	住民等との協調	住民等との交渉において、場合によっては監督職員や貴市担当者にご同行をお願いすることは可能でしょうか。	住民等との協議や調整については、原則として受託者において対応していただくことを想定しています。 ただし、協議内容や案件の性質等を踏まえ、本市が必要と認める場合には、監督職員又は本市担当者が同行します。 なお、同行の可否については、個別案件ごとに本市と協議の上で決定するものとします。	7月21日

97	要求水準書案P10 1章7節3項(3)	住民等との協調	本業務を誠実に遂行してる場合において、住民から度重なる苦情等が寄せられた場合でも、原則1時間以内に現場へ到着する必要がありますか。	住民等から度重なる苦情が寄せられた場合であっても、その全てについて一律に1時間以内の現場到着を求めるものではありません。 現場到着時間については、原則1時間以内としているものの、事象の内容、緊急性、周辺への影響の有無等を踏まえて判断するものとします。 なお、道路陥没、溢水、交通への支障その他市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある事象については、要求水準書に定める対応時間内での対応を求めます。 一方、本業務を適切に履行しているにもかかわらず、同一内容の苦情等が継続的に寄せられる場合については、個別の状況を踏まえ、本市と協議の上で対応するものとします。	7月21日
98	要求水準書案P11 1章7節6項	費用の負担	要求水準書（案）1、7、6及び10、4(1)に規定される「明記のない費用・事項」の事業者負担について、入札時に合理的に予見可能なものに限る等の限定を付すことは可能でしょうか。また、予見困難な事項については、3、6(2)ただし書（貴市が責任を負うべき合理的理由がある場合の協議）の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）1.7.6及び10.4(1)に規定する「明記のない費用・事項」については、本業務を履行する上で通常必要と認められるものは事業者の負担を基本としています。 一方で、契約締結時点において合理的に想定することが困難な事象や、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項についてまで、一律に事業者負担とすることを意図するものではありません。 このため、個別の事案について疑義が生じた場合には、その内容、発生原因、予見可能性、責任の所在等を踏まえ、本市と事業者で協議することを想定しています。	7月21日
99	要求水準書案P11 1章7節7項(1)	損害賠償及び補償	下水道管路施設等に損害を与えた場合、事業者の責めに帰すべき事由ではない場合は、原状回復に要する費用は原因者による負担にしていただけないでしょうか。	下水道管路施設等に損害が生じた場合の原状回復費用については、原因者負担を基本的な考え方としています。 なお、本項は事業者が原因者（過失の割合によらない）となった場合を想定した規定です。このため、第三者の行為その他受託者の責任によらないことが明らかな場合には、原則として当該原因者が費用を負担するものと考えています。	7月21日
100	要求水準書案P11 1章7節7項(2)	損害賠償及び補償	第三者に損害を与えた場合、責めに帰すべき事由の有無にかかわらず事業者の責任と費用で解決することになっています。原因者による責任と費用で解決するようにしていただけないでしょうか。	本項は、事業者が本委託の実施に関連して第三者に損害を与えた場合を想定した規定です。 そのため、被害者への迅速な対応及び円滑な問題解決を図る観点から、事業者を一次的な対応主体として定めているものです。その他、原因者が明らかな場合においては、当該原因者が最終的な責任及び費用負担を負うべきものと考えています。 また、本市の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合は、本市がその責任を負うことを基本と考えております。 なお、具体的な責任の所在及び費用負担については、個別事案ごとの発生原因、事実関係等を踏まえ、関係法令及び契約関係書類に基づき判断します。	7月21日
101	要求水準書案P11 1章7節7項(2)	損害賠償及び補償	第三者損害を「責めに帰すべき事由の有無にかかわらず」事業者が処理解決するとされていますが、別紙10 No.24・26・27（異常事態・不可抗力＝貴市負担）との適用関係をご教示ください。不可抗力、貴市の帰責事由又は第三者（他工事等）に起因する第三者損害は、事業者の負担外との理解でよろしいでしょうか。	回答No.100を参照ください。なお、損害の最終的な負担については、発生原因及び責任の所在を踏まえ、リスク分担表及び契約関係書類に基づき整理します。	7月21日
102	要求水準書案P11 1章7節7項(2)	損害賠償及び補償	第三者への損害賠償・事故リスクの責任分界についてお伺いします。1、7、7(2)では、責めに帰すべき事由の有無にかかわらず事業者が処理解決するとされていますが、事業者の遂行上の過失による不法行為など「事業者の帰責事由」により第三者に損害を与えた場合は事業者の負担、「貴市の帰責事由」による場合は貴市の負担とし、事業者・貴市いずれの責めにも帰さない原因によるものについては両方で協議を行う事項として整理いただきますようお願いいたします。	回答No.100を参照ください。なお、第三者への損害賠償及び事故に係る責任については、発生原因、責任の所在及び事実関係等を踏まえ、要求水準書、リスク分担表及び契約関係書類に基づき整理します。	7月21日

103	要求水準書案P11 1章8節(1)	プロフィットシェア	貴市と事業者間のプロフィットシェアの配分率について、下限値や上限値が設定されているのでしょうか。	プロフィットシェアの配分率については、本市に還元される額については契約金額の調整により反映するものとし、業務委託料等が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を上限、残りを事業者の利益とすることを想定しております。なお、下限値は設定しないことを想定しております。 詳細は、入札公告時の基本契約書等において確認してください。 プロフィットシェア制度については、本市及び事業者の双方にとってインセンティブが働く仕組みとなるよう検討を進めています。具体的な適用要件、費用縮減効果の算定方法及び配分方法等については、提案内容等を踏まえ、本市と事業者との協議により決定することを想定しています。	7月21日
104	要求水準書案P11 1章8節(2)	プロフィットシェア	プロフィットシェアの発動条件が、業務委託料及び請負代金の減額が生じるものであることが明示されておりますが、新たな提案により、その効果（コストの縮減効果）が業務期間（10年）以上かかる提案は、プロフィットシェアの対象外なのでしょうか。例えば、新たな提案により、施設を延命化できる場合など、将来のコスト縮減費用は対象になりますか。	国の「下水道分野における水の官民連携ガイドライン」において、プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け入れ、入札・公募時の提案を含む契約時に定めた計画や手法等を変更する場合とされています。 本業務においても、プロフィットシェアは、当該提案により業務委託料又は請負代金の減額が生じた場合に、その費用縮減効果を本市と事業者で分配する仕組みとして考えています。 このため、ご質問のような施設の延命化等により、費用縮減効果が契約期間終了後に発現する提案については、本業務期間中に業務委託料又は請負代金の減額が生じないことから、現時点ではプロフィットシェアの対象とは想定していません。	7月21日
105	要求水準書案P11 1章8節(3)	プロフィットシェア	入札時の事業収支計画に織り込み済みのLCC縮減提案について、事業期間中に提案書に記載のとおり実行し、収支計画どおりに縮減できた場合、本件はプロフィットシェアの対象外という理解でよろしいでしょうか。	回答No.71を参照ください。	7月21日
106	要求水準書案P14 2章2節2項(1)	安全教育	作業員の安全意識向上のために、安全教育を定期的に実施するとされていますが、定期的とは具体的にどのような期間で実施することを求めていますか（例：1回/年、2回/年、4回/年）。	安全教育の実施頻度について、現時点で一律の回数は定めていません。 事業者において、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、業務内容、作業内容及びリスクの特性に応じて、作業員の安全意識及び安全確保に必要な知識・技能の維持向上が図られるよう、適切な頻度で実施してください。 なお、安全教育の実施内容については、安全管理の一部として提案していただくことを想定しています。	7月21日
107	要求水準書案P16 2章2節5項(3)	局地的な大雨等による安全管理	中止基準の作成とその運用において、予防的な安全確保を行うために、降雨が確認された時点で管路やマンホール内の作業を中止する基準を作成し、運用する場合、中止の判断は、現場の世話役に委ねられます。安全を確実に確保する上では、中止した場合の費用をご精算できる仕組みが必要になると考えられますので、中止基準の策定と安全確保を優先するための清算について、ご教授いただけないでしょうか。	作業の中止基準については、関係法令等を遵守の上、事業者において適切に判断し、安全を最優先として運用してください。また、管路内作業やマンホール内作業において危険が生じるおそれがある場合には、現場状況を踏まえ、事業者の責任において作業の中止等を判断することを想定しています。 なお、通常想定される気象条件その他業務の遂行上必要となる安全対策に伴う作業中止、待機、再出動等については、本業務において見込むべきリスクとして考えており、これらに伴う費用を個別に精算することは想定していません。 また、安全費については、共通仮設費として間接作業費に計上することとしております。	7月21日
108	要求水準書案P20 2章11節項(3)	保険	事業者が加入する第三者賠償責任保険について、1事故に対する対人・対物の補償額の目安があればご教示ください。加入保険の内容を精査する上で必要になります。	第三者賠償責任保険について、現時点で1事故当たりの対人・対物補償額の目安等は定めていません。 事業者においては、本業務の内容、想定されるリスク及び損害規模等を踏まえ、第三者への損害賠償責任に適切に対応できる補償内容の保険に加入してください。 なお、保険の加入に当たっては、本業務の遂行に伴い発生し得る第三者への人的・物的損害に対して十分な補償が確保されるよう検討してください。	7月21日
109	要求水準書案P34 3章4節11項	モニタリング結果の公表	貴市によるモニタリング結果の公表について、公表の範囲や内容等について事前に事業者側が確認できる機会があるという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング結果の公表は、本市において公表の範囲及び内容を判断することを想定しています。 なお、公表内容が事業者に関する評価、実績その他事業者に影響を及ぼす事項を含む場合には、必要に応じて事実関係等について事業者に確認を行うことを想定しています。 ただし、公表内容について事前の承認を求めることまでは想定していません。	7月21日

110	要求水準書案P35 3章7節	総価契約単価合意方式	要求水準書（案）3．7に関し、予定価格の算出に用いる単価の適用年月と、スライド判定の基準時点（入札公告日・契約締結日等）をご教示ください。事業者の物価変動リスク低減の観点から、基準時点を入札公告日等へ前倒しするお考えはありますでしょうか。	単価の適用年月については、入札公告時点において適用されている最新の単価を使用する予定です。 また、スライド条項の運用については、入札公告時に示す基本契約書（案）の「著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更に関する条項」において規定する予定です。 なお、詳細については、本市の運用マニュアルのほか、国土交通省が公表している「スライド条項に関するFAQ」等をご参照ください。 (国土交通省ホームページ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html)	7月21日
111	要求水準書案P35 3章7節3項	総価契約単価合意方式	要求水準書（案）3．7(3)に引用されている別紙11（単価表）が、今回開示の要求水準書（案）別紙集に含まれておりませんが、開示時期をご教示ください。また、入札公告時までに、工種（レベル2）～細別（レベル4）の構成、想定数量及び積算に用いる歩掛・基準類を開示いただけますでしょうか。	単価表については、入札公告時に開示する予定です。 また、工種（レベル2）から細別（レベル4）までの構成については、単価表及び設計書（金抜き）において示し、積算に用いる歩掛及び基準類については、設計書等において適用基準が確認できるよう示す予定です。 なお、想定数量についても、要求水準書等において示す予定です。	7月21日
112	要求水準書案P37 3章7節8項	総価契約単価合意方式	要求水準書（案）3．7(8)において、スライド協議は「急激なインフレーション又はデフレーション」が生じた場合に行うことができると規定されていますが、履行期間が10年に及ぶことを踏まえ、毎年度の定期的な単価改定（スライド）を導入するご予定はありますでしょうか。また、スライドの発動基準（変動率の閾値）、採用する物価指数及び算定式を、お示しいただけますでしょうか。	回答No.63を参照ください。	7月21日
113	要求水準書案P37 3章7節11項	総価契約単価合意方式	要求水準書（案）3．7(11)に関し、前金払・中間前金払・部分払の具体的な運用条件（対象契約、支払割合、回数、時期）をご教示ください。また、計画的更新工事についても四半期ごとの出来高払いとする余地はありますでしょうか。	入札公告時に基本契約書において、開示いたします。 計画的更新工事業務の完了払については、2回（中間及び年度末に各1回）を想定しております。	7月21日
114	要求水準書案P38 4章	統括管理業務の人員体制	本業務の業務目的を達成するためには、統括管理業務がすべての業務を横断的にかつ一体的に管理していく必要があり、各計画やマネジメント手法は、セルフモニタリングを中核としたPDCAサイクルにより、適宜見直し、改定を実施しながら、品質の確保、サービス水準の向上を図る必要があると考えております。こうした業務の遂行を実現するための体制として、貴市で想定されている人員体制は、どのような体制で、何名体制を想定されているかご教授いただけないでしょうか。	本業務の目的を達成するためには、ご指摘のとおり、統括管理業務において各業務を横断的にかつ一体的にマネジメントし、セルフモニタリングを含むPDCAサイクルを適切に運用することにより、継続的な品質の確保及びサービス水準の向上を図ることが重要であると考えています。 一方で、本業務は性能発注を基本としていることから、本市が特定の組織体制や配置人数を定めることは想定していません。 事業者において、本業務の目的及び要求水準を達成するために必要なマネジメント体制、人員配置及び専門技術者の配置等を検討の上、最適な実施体制を提案してください。 なお、本市としては、統括管理責任者を中心として、各業務間の調整、進捗管理、品質管理、安全管理、セルフモニタリング及び継続的改善が適切に実施できる体制が構築されることを期待しています。	7月21日
115	要求水準書案P38 4章1節1項ア	各種計画書作成業務	各種計画書作成期限と計画書確定までのフローをご教示いただけますでしょうか。	各種計画書の提出期限及び確定までの手続きの詳細について、基本的に事業者において各種計画書を作成し、本市へ提出後、本市による内容確認及び必要に応じた協議・修正を経て確定することを想定しています。 また、業務開始に当たって必要となる計画書については、業務着手までに確定するとともに、業務期間中においても、業務実績、セルフモニタリング結果及び第三者モニタリングの業務改善提案等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことを想定しています。 具体的な提出時期については、特に期日の記載のないものは適宜、その他書類については、要求水準書【別紙4】提出書類よりご確認ください。	7月21日

116	要求水準書案P38 4章1節 1 項ア	作業マニュアル作成	作業マニュアル作成期限とマニュアル確定までフローをご教示いただけますでしょうか。	作業マニュアルの提出期限及び確定までの手続の詳細について、基本的には、事業者において業務の実施に必要な作業マニュアルを作成し、本市へ提出後、本市による内容確認及び必要に応じた協議・修正を経て運用を開始することを想定しています。 また、作業マニュアルについては、適宜、業務開始までに作成するとともに、業務実績、セルフモニタリング結果、事故・ヒヤリハットの事例、関係法令等の改正及び業務改善の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことを想定しています。 なお、作業マニュアルは一度作成して固定化するものではなく、継続的な改善を図る観点から、本市との協議を経て適宜改定するものとします。	7月21日
117	要求水準書案P39 4章2節	統括マネジメント業務	統括マネジメント業務に施工計画作成業務がありますが、具体的な要求水準の記載がありませんので、ご教授いただけないでしょうか。	要求水準書（案）3.3.2「年間業務計画書及び施工計画書」をご確認ください。	7月21日
118	要求水準書案P39 4章2節	統括マネジメント業務における施工計画書の作成	更生工事や更新工事は、1工区200m程度で考えると、工区は、更生工事で60工区、15工区、合計75工区と想定されます。施工計画書を作成する場合において、貴市で想定されている工区数をご教示ください。	計画的更新工事業務における工区数について、本市として特定の工区数を想定しているものではありません。 工区設定については、事業者による更新計画の策定及び技術提案によるものとし、施工性、安全性、交通影響、周辺環境への配慮、施工効率及び業務全体のマネジメント等を総合的に勘案して設定してください。 このため、施工計画書の作成単位となる工区数についても、本市が一律に定めるものではなく、事業者の提案によるものとします。 なお、計画的更新工事業務については、契約期間を通じて効率的かつ安定的に業務を実施する観点から、概ね平準的に事業を実施することを想定しています。	7月21日
119	要求水準書案P40 4章2節(2)	マネジメント用マニュアルの作成	本マニュアルの作成期限が定められていません。いつ頃を想定されているのでしょうか。	統括的管理業務を実施しながら、適宜作成及び見直ししていただくことを想定しております。	7月21日
120	要求水準書案P38 4章2節	統括管理業務	統括管理業務は、マネジメント技術を駆使して、スケジュール、コスト、品質を相互に関連する要素として、一体的に捉えて、4業務を効率的かつ総合的にコントロールする必要があります。そのためには、出納業務も一元管理する必要があると考えられますが、貴市のお考えをご教授いただけないでしょうか。	統括管理業務においては、ご指摘のとおり、スケジュール、コスト及び品質を相互に関連する要素として捉え、各業務を横断的かつ総合的にマネジメントすることが重要であると考えています。 このため、本市としても、統括管理責任者を中心として、各業務の進捗管理、品質管理及びリスク管理等を一体的に実施できる体制を構築することが望ましいと考えています。 一方で、事業者内部の予算執行管理や経理処理等の実施方法については、本市が特定の手法や体制を指定するものではありません。 事業者において、本業務全体の効率的かつ効果的な運営が図られるよう、必要な管理体制を構築し、統括的管理業務の中で適切に実施してください。 なお、本市としては、統括的管理業務を通じて、各業務の実施状況、コストの執行状況及び課題等を適切に把握し、必要な改善提案やマネジメントが行われることを期待しています。	7月21日
121	要求水準書案P42 4章3節(5)	電子データの取り扱い	貴市で管理されている下水道台帳のデータについては、貴市独自のシステムであり、属性データはコード化され定義ファイルにより管理されております。このため、業務を遂行する上では、非常に不効率な側面もあるため、業務の効率化を図る観点から、OGC（Open Geospatial Consortium）によって標準化された汎用性のあるデータ形式を用いたいと考えています。貴市とのデータの受け渡し方法やデータ管理工における業務の効率化について、ご教授いただけないでしょうか。	本市が管理する下水道台帳データについては、現在運用しているシステムにおいて管理しており、シェープデータ形式で提供することとしています。 また、事業者が業務の効率化を目的として、業務遂行の過程においてOGCが標準化した汎用的なデータ形式等を活用することを妨げるものではありませんが、本市にデータを提供する際は、シェープデータ形成での提供をお願いします。 なお、データ活用による業務効率化及び業務改善に資する提案については、本市としても有益な提案の一つと考えており、具体的な手法については技術提案の評価対象となり得るものと考えています。	7月21日

122	要求水準書案P45 5章1節(5)	簡易報告施設	巡視工、マンホール点検工及び管口カメラ点検工は、報告書の作成を求めない施設として記載されているが、異常ありの線引きはAランクのみの考え方になりますか。	巡視工、マンホール点検工及び管口カメラ点検工においては、老朽度判定ランクがAであるもののみを報告対象とするものではありません。 老朽度判定ランクにかかわらず、異常が確認されたものについては報告書作成の対象とします。なお、本業務においては、通常ランクC以上に判定されたものを異常ありとして取り扱うことを想定しており、最終的には本市と事業者による協議により決定いたします。	7月21日
123	要求水準書案P63 7章5節1項(1)	電子データの蓄積・管理	計画的調査設計業務にて収集した情報の電子データを蓄積・管理する事とされていますが、統括的管理業務にける「4. 3 データ更新及び管理業務」の中にも同様の業務内容が含まれているように読み取れますが、両者の違いをご教示ください。	統括的管理業務は、日常的維持修繕業務、日常的設置改修業務、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務の各業務を横断的かつ一体的に管理することを目的として実施するものです。 そのうえで、計画的調査設計業務における電子データの蓄積及び管理は、調査・設計の実施により取得した施設情報、診断結果、設計成果等のデータを整理・電子化し、成果として取りまとめることを目的としています。 一方、統括的管理業務における「データ更新及び管理業務」は、計画的調査設計業務を含む各業務において作成又は更新されたデータを一元的に管理するとともに、データの整合性、最新性及び活用性を確保することを目的としています。	7月21日
124	要求水準書案P63 7章5節1項(2)イ	点検・調査計画策定工	調査未実施の箇所について、国総研が公開している「下水道管きょ健全率予測式」等をもちいて予測し評価すること。とありますが、たとえば自社開発の予測式をもちいる事も可能でしょうか。	要求水準書（案）に記載の「下水道管きょ健全率予測式」は、調査未実施箇所における評価手法の一例として示しているものです。 このため、事業者独自に開発した予測式や評価手法を用いることを妨げるものではありません。 ただし、独自の予測式等を用いる場合は、その適用範囲、評価手法の妥当性、再現性及び客観性について十分な説明が必要であり、本市がその妥当性を確認できることを前提とします。 なお、具体的な適用方法については、提案内容を踏まえ、本市との協議により決定することを想定しています。	7月21日
125	要求水準書案P41 4章2節(9)(10)	本市のパートナーとしての助言機能 次期官民連携事業を見据えた最適化	要求水準書（案）4. 2 (9)(10)に規定される貴市業務範囲への助言、次期官民連携事業を見据えた最適化検討等について、統括マネジメント業務の対価に含まれる役務の範囲（想定工数）をご教示ください。一定の工数を超える対応が生じた場合は、別途協議（追加対価）の対象となりますでしょうか。	要求水準書（案）4.2(9)及び(10)に規定する本市業務範囲への助言及び次期官民連携事業を見据えた最適化検討については、統括的管理業務の一環として実施することを想定しており、その対価は統括的管理業務の委託料に含まれるものと考えています。なお、現状、本市として特定の実施方法や想定工数は設定していません。定例会議等を通じて、適時、改善提案等を実施していただくものと考えております。 事業者においては、統括的管理業務の目的を達成するために必要な実施体制及び業務量を見込んだ上で提案してください。	7月21日
126	要求水準書案P53 5章10節	警報時水防等従事業務	別紙12第4条及び要求水準書（案）5. 1 0 に関し、災害時対応・警報時水防等従事業務の精算単価（労務費の割増、機械経費、待機補償等）の算定基準を事前にお示しいただけますでしょうか。また、これらを単価合意の対象工種に含めることは可能でしょうか。	単価の構成要素及び適用する積算基準については、入札公告時に公表する単価表及び設計書（金抜き）において示す予定です。 なお、警報時水防等従事業務に係る単価については、単価合意の対象とする予定です。	7月21日
127	要求水準書案P64 7章5節1項(3)	修繕・改築計画策定工	要求水準書（案）7. 5. 1 (3)才及び8. 1 (2)に関し、点検・調査の結果、改築必要数量が概算数量（更生12,000m・布設替え3,000m等）と大幅に乖離した場合の契約変更手続及び費用負担をご教示ください。また、調査で判明した想定外の劣化に対する緊急的な修繕・改築の費用は、貴市負担（別途精算）との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示す概算数量は、現時点における想定数量であり、その実施数量を保証するものではありません。 また、点検・調査の結果判明した改築が必要な管路の全てを本件で対処する想定ではないので、本問題旨による本管改築数量の大幅な乖離は発生しないものと考えています。 ただし、更生及び布設替えは本件に含まれる詳細設計で判断するため、変更となる場合があります。 想定外の劣化のように改築等の優先度が高い路線が判明した場合は、優先順位等を見直して対処する必要があると考えています。 いずれの場合も、合意単価及び実施数量をもとに精算いたします。	7月21日

128	要求水準書案P66 8章1節(6)ウ	国庫補助制度への対応及び会計実地 検査等への支援	「事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料」 の提出について、適正性を示す資料として、要求水準書第3.7に規定される下 水道用設計標準歩掛表、下水道用設計積算要領、熊本市土木積算基準等の公 積算基準を適用した積算資料を、国庫補助対象のすべての工事について作 成・提出することで足りるとの理解でよいでしょうか。 また、積算資料作成の対価については工事費に含まれるという理解でよい かご教示ください。	「事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料」について は、要求水準書に定める下水道用設計標準歩掛表、下水道用設計積算要領、熊本市土木 積算基準その他の適用基準に基づき作成された積算資料を基本としています。 なお、提出が必要となる資料の範囲及び内容については、対象工事の内容等を踏まえ て本市が確認するものとします。 また、これらの資料の作成及び提出に要する費用については、原則として当該業務又 は工事の履行に必要な費用として見込むものとし、別途対価は想定していません。	7月21日
129	要求水準書案P67 8章1節(6)ウ	国庫補助制度への対応及び会計実地 検査等への支援	要求水準書（案）8、1(6)ウに関し、会計検査等の指摘により交付金の返 還・減額や手戻りが生じた場合の官民の負担区分をご教示ください。貴市が 承諾した設計・単価・数量に基づき施工したもののについて、事業者が是正費 用や返還金を負担することはないとの理解でよろしいでしょうか。	会計検査等による指摘を受けた場合の費用負担については、その原因及び責任の所在 を踏まえて判断するものとします。 事業者による設計条件の誤認、積算誤り、法令違反、要求水準の未達成その他事業者 の責めに帰すべき事由により当該指摘が生じた場合には、契約関係書類に基づき対応す ることを想定しております。	7月21日
130	要求水準書案P68 8章2節	更生工事・布設替え工事	要求水準書（案）8、2・8、3の更生工事・布設替え工事に係る契約不 適合責任の期間及び範囲（性能保証の対象）をご教示ください。既設管側の 劣化や交通荷重等の外的要因に起因する不具合は事業者の責任外と整理いた だけますでしょうか。また、別紙10No.44「事業期間終了時における施設の 性能確保」の判定基準・方法をご教示ください。	要求水準書（案）8.2及び8.3に規定する更生工事及び布設替え工事に係る契約不適合 責任の期間及び範囲については、入札公告時において開示する基本契約書にて示す予定 です。 また、別紙10 No.44「事業期間終了時における施設の性能確保」の判定基準及び判 定方法については、発生原因及び事実関係を踏まえ個別に判断します。	7月21日
131	要求水準書案 8章2節	計画流量	経済設計を実施する上で、人口減少下における計画流量の見直しについて は、貴市においては、どの様なお考えをお持ちか、ご教授いただけないで しょか。	人口減少下における計画流量の見直しについては、将来人口推計、実績流入水量、有 収水量の推移等を踏まえ、下水道全体計画や事業計画の見直し時に検討を行っておりま す。 なお、令和6年度から下水道事業マネジメントの検討を開始しており、各施設の延命 化や既存ストックの有効活用を前提としながら、過度なダウンサイジングを避けつつ、 区域ごとの長期的な排水量を積み上げ、適正な施設規模となるよう経済性と持続可能性 の両立の観点から検討を進めております。	7月21日
132	要求水準書案 8章3節	布設替え工事（合流管）	布設替え対象の管路は、合流管も含まれていますか。また、合流改善対策 として、分流化等を行う計画がありましたら、ご教示ください。	布設替え対象に合流管も含まれます。なお、分流化を行う計画はありません。	7月21日
133	要求水準書案 8章3節	布設替え工事（課題）	布設替え工事における課題などがありましたら、ご教授いただけないで しょうか。	漠然とした質問であるため、具体的に回答できません。	7月21日
134	要求水準書案 8章3節	布設替え工事（工法）	布設替え工事は、開削工事を対象とされておりますが、推進工事やシールド 工事はないと考えてよろしいでしょうか。	布設替え工事は開削工事を前提としており、推進工事やシールド工事は想定しており ません。	7月21日
135	要求水準書案 8章3節	布設替え工事（近接施工）	布設替え工事において、近接施工等、仮設費用が高額になると想定される 箇所がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	現状、想定している箇所はありません。	7月21日
136	要求水準書案P71 10章1節1項(1)ウ	業務の引継ぎ	業務引継期間において、次期事業者又は貴市にかかる人件費や諸費用は、 事業者が負担する費用から除外される理解でよろしいでしょうか。	業務引継ぎについては、事業者が本業務の円滑な移行のために必要な引継資料の作 成、説明及び技術的支援等を実施することを想定しています。 一方、次期事業者又は本市が業務引継ぎを受けるために要する人件費その他の費用に ついては、本項において事業者負担を求めるものではありません。	7月21日
137	要求水準書案P76	別紙1 業務概要	2業務の概算数量について、数量をエリア毎に記載いただけますでし ょうか。	業務の概算数量については、本業務の対象施設全体を対象として、過去の業務実績、 施設状況及びストックマネジメント計画等を総合的に勘案し設定しています。 また、当該数量はエリアごとに積み上げたものではなく、対象施設全体に対する概算 数量として整理しているため、エリア別の数量についてはお示ししていません。ご了 承ください。	7月21日

138	要求水準書案P76	別紙1 業務概要	第4章の統括的管理業務（別紙1では数量「式1」）は、独立した支払項目として予定価格に計上されますでしょうか。計上される場合の積算方法（標準歩掛・見積・過去実績の別）及び規模感（直接業務費に対する比率等）、並びに支払方法（固定額払い、単価合意方式の対象か）をご教示ください。	統括的管理業務に係る費用については、独立した支払項目として予定価格に計上する予定です。 なお、本市における積算に当たっては、業務内容、必要な実施体制等を踏まえて算定しており、入札参加者の適切な検討に資するため、入札公告時に単価表、数量及び設計書（金額を除く。）を公表する予定です。 また、統括的管理業務は、日常的維持修繕業務、日常的設置改修業務、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務を横断的かつ一体的に管理する業務として位置付けており、単価合意書の対象とすることを想定しています。 なお、支払方法等の詳細については、入札公告時に公表する基本契約書、単価表その他の契約関係資料において示す予定です。	7月21日
139	要求水準書案P80	別紙3 業務実施体制	別紙3 1(2)に規定される24時間365日の緊急対応体制及び専門技術者の常駐に係る費用は、どの支払項目（統括的管理業務費・各業務単価・諸経費）で計上する想定でしょうか。積算上想定されている体制（人員数・待機形態）をご教示ください。	夜間休日は、電話やメールによる対応を想定しており、事務所に常駐する規定を設けているわけではありません。 別紙3 1(2)に規定する24時間365日の緊急対応体制及び専門技術者の配置については、本業務の要求水準を満足するために必要な実施体制として位置付けています。 当該体制の確保に要する費用については、日常的維持修繕業務をはじめとする各業務の実施に必要な経費として見込むことを想定しており、入札公告時に公表する単価表、数量及び設計書（金額を除く。）においてご確認ください。 なお、本業務は性能発注を基本としていることから、本市が特定の人員数、待機形態又は組織体制を指定するものではありません。 事業者において、要求水準書に定める対応時間、実施体制及びサービス水準を確実に確保できる体制を検討の上、提案してください。 また、24時間365日の緊急対応体制及び専門技術者の配置方法については、事業者の創意工夫による提案を期待しています。	7月21日
140	要求水準書案P84	別紙4 提出書類	業務委託費内訳書、全体業務計画書、セルフモニタリング実施計画書は、契約締結から14日以内の提出です。期限を30日以内に設定いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討いたします。	7月21日
141	要求水準書案P89	別紙6 貸与資料	入札価格及び技術提案書作成に必要な資料として、別紙6の貸与資料のうち入札参加者が閲覧可能な資料の範囲及び閲覧時期をご教示ください。	下水道台帳の閲覧が可能です。なお、詳細については、入札公告時に示す落札者決定要領をご確認ください。	7月21日
142	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	契約日以前に起因する施設の瑕疵（既存施設の可視）リスクについては、市の負担としていただきますようお願いいたします。	リスクについては、別紙10リスク分担表及び契約関係書類によることを基本とします。 未記載の事項については、当該事象の発生原因、事業者による点検・調査結果、要求水準の達成状況その他の事実関係を踏まえ、個別に判断するものとします。	7月21日
143	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	引き継いだ施設に未知の重大な損傷があった場合の修繕・改築費用の負担についても、事業者の負担とせずに、市の方で負担いただきますようお願いいたします。	回答No.142を参照ください。	7月21日
144	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表_不可抗力リスク	疫病蔓延は不可抗力リスクに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	疫病のまん延については、一般的には事業者及び本市のいずれの責めにも帰することができない事象であることから、不可抗力に該当するものと考えています。 ただし、具体的な取扱いについては、発生した疫病の内容、影響の範囲及び程度、法令等による制限の有無、業務への影響等を踏まえ、リスク分担表及び契約関係書類に基づき対応するものとします。 なお、疫病のまん延により業務の履行に著しい影響が生じた場合は、その影響の内容に応じて本市と事業者で協議することを想定しています。	7月21日

145	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	問題となる事象の責が官民どちらに帰属するのかに合わせて、リスク分担の帰属性を柔軟に判断いただくご配慮をお願いいたします。	ご意見として承ります。 本業務におけるリスク分担については、要求水準書、リスク分担表及び契約関係書類に基づき、本市及び事業者のいずれが当該リスクを管理し得るかを踏まえ、適切に分担することを基本的な考え方としています。 なお、具体的な事象が発生した場合には、その発生原因、責任の所在、事実関係等を総合的に勘案し、対応することを想定しています。	7月21日
146	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	道路陥没のリスク分担について、以下のとおり整理いただきますようお願いいたします。 【貴市負担】 ①未点検箇所での陥没：貴市が承諾した点検・調査計画に基づき順次業務を実施している中で、当該箇所が未実施であり、事業者がその状態を把握していない場合、 ②不可抗力・過失なし：明らかに妥当と認められる水準で業務を遂行していたにもかかわらず道路陥没が発生した場合、 ③市の事由による調査阻害：貴市の事由により事業者が適切な点検・調査又は対応を実施できていない場合、 ④事業の未実施・過失：点検・調査等の業務対象であるにもかかわらず合理的な理由なく必要な業務を実施していない場合又は事業者が過失がある場合、 ⑤異常の放置：点検・調査等により異常又はその兆候を把握しているにもかかわらず必要な措置を講じていない場合。上記の整理をリスク分担表又は契約書に明記いただけますでしょうか。	回答No.142を参照ください。	7月21日
147	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	維持管理・修繕費用の異常な増大リスクについてお伺いします。詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が発注計画時以上に増加した場合など、想定を大きく超える突発的な修繕需要が発生した場合の費用負担については、市の方でご負担いただきますようお願いいたします。	突発的な修繕需要の増加等により予算額を超過する見込みが生じた場合は、予算上限に達する前かつ補正予算による対応が可能な時期に、その旨を速やかに本市へ報告してください。その場合の費用負担については、発生原因、業務内容、数量の増減状況等を踏まえ、契約関係書類に基づき協議するものとします。なお追加的な支払いが必要となる場合は、当該年度における予算措置を前提とします。	7月21日
148	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表_不可抗力リスク	第三者への損害賠償・事故リスクの責任分界についてお伺いします。「事業者の遂行上の過失による不法行為」や「事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合」は事業者負担とし、「市の帰責事由」による場合は市の負担とし、事業者・市いずれの責めにも帰さない原因によるものについては、両方で協議を行う事項としていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 第三者への損害賠償及び事故に係る責任については、発生原因、責任の所在及び事実関係等を踏まえ、要求水準書、リスク分担表及び契約関係書類に基づき整理することを想定しています。	7月21日
149	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表_不可抗力リスク	別紙10 No.24に関し、事業者による点検・調査が未了の区間で発生した道路陥没・第三者損害の負担者をご教示ください。点検・調査・修繕改築が完了した区間から順次事業者へリスク移転する段階的なリスク分担を採用いただくことは可能でしょうか。	回答No.100を参照ください。なお、ご提示の事例については、発生原因、点検・調査の実施状況、事業者による対応状況その他の事実関係を踏まえ、リスク分担表及び契約関係書類に基づき整理することを想定しています。	7月21日
150	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表	別紙10 No.28・29に関し、貴市貸与資料（下水道台帳、過年度TVカメラ調査結果、ストックマネジメント計画等）の誤り・不備に起因する追加費用・損害は、No.29（公共が実施した調査等）に該当し貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	別紙10 No.28及びNo.29の適用については、貸与資料に誤り又は不備が存在するという事実のみをもって一律に判断するものではなく、当該誤り又は不備の内容、業務への影響、事業者による確認状況、追加費用又は損害との因果関係等を踏まえて対応を判断することを想定しています。 このため、下水道台帳、過年度TVカメラ調査結果、ストックマネジメント計画その他の本市貸与資料の誤り又は不備に起因して追加費用又は損害が発生した場合であっても、No.29の該当性については、個別の事実関係を踏まえて整理します。 なお、具体的な取扱いについては、発生原因、責任の所在及び事実関係等を踏まえ、リスク分担表及び契約関係書類に基づき、本市と事業者で協議の上、判断することを想定しています。	7月21日

151	要求水準書案P150	別紙10 リスク分担表_不可抗力リスク	工事費超過リスク、工事遅延リスク及び完工リスク（別紙10 No.37～40）についてお伺いします。「事業者の帰責事由」による場合は事業者負担とし、「市の帰責事由」による場合は市の負担とし、事業者・市いずれの責めにも帰さない原因によるものについては、両者で協議を行う事項としていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 工事費超過リスク、工事遅延リスク及び完工リスクについては、リスク分担表及び契約関係書類に基づき、本市と事業者のいずれが当該リスクを管理し得るかを踏まえて適切に分担することを基本的な考え方としています。 このため、事業者の責めに帰すべき事由により発生したリスクについては事業者の負担、本市の責めに帰すべき事由により発生したリスクについては本市の負担となることを基本とします。 また、本市及び事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由により発生したリスクについては、その発生原因、影響の程度、回避可能性等を踏まえ、本市と事業者との協議により対応を決定することを想定しています。	7月21日
152	要求水準書案P150	別紙10分担表_不可抗力リスク	不可抗力の明確化をお願いいたします。	ご意見として承ります。 不可抗力については、一般的に、天災、異常気象、戦争、テロ、感染症のまん延その他本市及び事業者のいずれの責めにも帰することのできない事象を想定しています。 ただし、全ての事象をあらかじめ網羅的に規定することは困難であることから、具体的な事象が発生した場合には、その発生原因、影響範囲、予見可能性、回避可能性及び責任の所在等を踏まえ、リスク分担表及び契約関係書類に基づき個別に判断することを想定しています。	7月21日
153	要求水準書（案）P46	住民対応（一次対応）に係る通報以外の取扱い	日常的維持修繕業務において、他工事に伴う立会い、関係機関との協議、一次対応後に発生した住民対応（住民説明、現地確認等）などの業務が発生した場合、これらに要する費用は委託費として請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。 また、請求が可能な場合は、請求の対象となる範囲、積算方法及び請求手続きについてご教示ください。	他工事に伴う立会い、関係機関との協議、一次対応後に発生する住民対応（住民説明、現地確認等）については、日常的維持修繕業務の遂行に伴い通常発生する業務として想定しており、原則として日常的維持修繕業務の委託費に含まれるものと考えています。 このため、これらの業務に要する費用を個別に精算することは想定していません。 なお、このような作業が発生することを念頭に、入札時に事業者が提出する総価及び合意単価書においては、設定する単価及び経費に必要な費用を適切に見込んでください。	7月21日